

喀痰吸引等研修 開催要項

喀痰吸引等研修会とは、たんの吸引や経管栄養を行なえる介護職員を養成するための研修です。介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができるようになりました。

※医療行為を行なう施設や事業所が、「登録喀痰吸引等事業者」の登録をしている必要があります。

参考：厚生労働省 HP「喀痰吸引等制度について」

【第一号研修】

基本研修及び実地研修

喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）と経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻）の全課程の実地研修を実施修了するもの

【第二号研修】

基本研修及び実地研修

喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）と経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻）の、一部の特定行為について実地研修を実施修了するもの

【追加行為課程】

実地研修のみ

【開催要項】

1. 目的

介護職員等による喀痰吸引等の特定行為を安全に提供させるため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

2. 実施主体等

和歌山県から登録研修機関として登録された特別養護老人ホーム カルフール・ド・ルポ印南が実施する。

3. 受講資格

別紙1に定める要件を全て満たした介護職員等であること

別紙2に定める要件のいずれかを満たした指導講師であること

4. 受講料金

・【第一号・第二号研修受講者】 80,000 円

＊講義・演習に掛かる費用、テキスト代・保険代等

・【追加行為課程受講者】 10,000 円

※実地研修や指導看護師等を自施設で確保できない場合、別途実地研修施設紹介料 10,000 円が必要となります。

5. 人材開発支援助成金について

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

詳しくは、和歌山労働局職業対策課（073-488-1161）までお問い合わせください。

6. 申込方法

・別紙の受講申込書を下記まで郵送で提出

社会福祉法人同仁会 特別養護老人ホーム カルフール・ド・ルポ印南 事務局

〒649-1533 和歌山県日高郡印南町山口 150 番地 1

申込書提出締切日 令和7年8月29日（金）

＊申込書類を確認の上、受講決定者には受講決定通知書を受講者勤務先へ送付いたします。

＊お申込人数が研修実施に必要な最低人数に達しない場合、中止する場合がございますので、予めご了承ください。

- ・受講料は、受講決定通知が届き次第、令和7年9月16日（火）までに指定の口座へお振り込みください。

【振込先】 銀行名：きのくに信用金庫

支店名：印南支店

種類：普通預金

口座番号：8183930

口座名義人：社会福祉法人同仁会 理事長 辻 寛

*受講開始後の、受講者都合によるキャンセルは返金には応じません。

7. 科目免除及び対象者

当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

該当される方は、根拠となる証明の写しを添付してください。

- ① 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者
⇒（履修免除の範囲）基本研修
- ② 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を含む科目）を履修した者
⇒（履修免除の範囲）基本研修及び実地研修
- ③ 「特別養護老人ホームにおける痰の吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者
⇒（履修免除の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
- ④ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者
⇒（履修免除の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）
- ⑤ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を

修了した者

⇒（履修免除の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

8. 受講定員

定員：15 名 ※但し、追加行為課程（実地研修）は定員に含まれません。

9. 諸注意

①定員について

- ・申込書等の提出書類の確認ができた方から登録させて頂き、定員になり次第締め切らせて頂きます。
- ・感染症等の動向により、形式や日程の変更もしくは中止する可能性もございますので、ご了承ください。

②お振込みについて

- ・振込手数料は各自ご負担ください。
- ・お振込み時の振込名義人は、「法人名または施設名」をお願いいたします。
- ・1施設で複数人お申込み下さる場合、申込書は人数分必要ですが、振込はまとめて頂いて結構です。その際の振込名義人は「法人名または施設名〇名」をお願いいたします。